

(別紙)

令和8年度岡山県診療所等賃上げ対策補助金賃金改善報告書

記載要領

医療機関名	岡山県診療所
①：賃金改善の総額(A+B)	83,880円
②：賃金改善額	10,000円
③：補助金	73,880円

※職種が、医師又は歯科医師の場合のみ、40歳以上か40歳未満がわかるように記入してください。そのほかの職種について、年齢に関する記載は必要ありません。  
 ※職員が複数いる場合は、その合計を記載しても構いませんが、必ず職種ごとに分けて記載してください。また、その場合、職種の人数を記入してください。  
 ※法定福利費の記載は任意です。

又は毎月決まって支払われる手当の引き上げをいう。下記同じ。)を実施した場合別手当を対象職員に支給し、令和8年4月から5月までベースアップを実施した場合

職員の職種	賃金の額									
	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	一時金又は特別手当の総額	令和8年4月	令和8年5月	A:賃金改善の額(12~5月)	令和8年6月
看護師A	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円		205,000円	205,000円		205,000円
うち賃金改善額						20,000円	5,000円	5,000円	30,000円	5,000円
看護師B	200,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円		205,000円	205,000円		205,000円
うち賃金改善額		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円		5,000円	5,000円	30,000円	5,000円
上記職員に係る法定福利費	66,000円	66,825円	66,825円	66,825円	66,825円		67,650円	67,650円		67,650円
うち賃金改善額		825円	825円	825円	825円	3,300円	1,650円	1,650円	9,900円	1,650円

別紙「診療所等賃上げ補助金における賃金改善の方法」の  
 パターン①、②はこの表に記載

・令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合

職員の職種	賃金の額									
	令和7年3月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	B:賃金改善の額(12~5月)	令和8年6月	
看護師A	200,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円		205,000円	
うち2%を超える賃金改善部分		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円	1,000円	
看護師B	200,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円	205,000円		205,000円	
うち2%を超える賃金改善部分		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円	1,000円	
上記職員に係る法定福利費	66,000円	67,650円	67,650円	67,650円	67,650円	67,650円	67,650円		67,650円	
うち2%を超える賃金改善部分		330円	330円	330円	330円	330円	330円	1,980円	330円	

別紙「診療所等賃上げ補助金における賃金改善の方法」の  
 パターン③はこの表に記載